

3 公的年金等を受給されているみなさまへ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がありません。

ただし、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、次に該当する方は町・道民税の申告が必要な場合があります。

- ・「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合

4 復興特別所得税について

東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するための特別措置として、復興特別所得税が創設されました。平成25年から平成49年までの各年分の所得税に係る基準所得税額が課税対象となり、基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。

給与支払報告書の提出について

平成28年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに総括表を添えて提出してください。

提出期限は平成28年2月1日となっておりますが、お早めに提出願います。

なお、給与支払報告書の提出は、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用下さい。

青色申告の方、譲渡所得（株式・土地・家屋等）のある方

青色申告の方及び譲渡所得（株式・土地・家屋等）のある方、その他特殊な申告につきましては、直接下記の申告会場にて受付いただくか、苫小牧税務署へ申告書を提出してください。

申告会場：苫小牧市労働福祉センター 2階ホール（苫小牧市末広町1丁目15番7号）

マイナンバー（個人番号）の記載について

平成28年1月以後に提出する申請・届出書については、マイナンバーの記載が必要となりますので、個人番号カード等を持参してください。

申告書については、平成28年分からマイナンバーの記載が必要となります。

平成28年の確定申告期間に提出する平成27年分の確定申告書にはマイナンバーの記載は不要です。

<お問い合わせ>

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001

苫小牧税務署

電話 0144-32-3165



便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

税務課からのお知らせ

◆税制改正に伴う軽自動車税の税率の引き上げについて

平成28年4月1日より、軽自動車税の税率が変更になります。

税率表（原動機付自転車及び二輪車、小型特殊自動車）

車種区分	税率（年額）	
	平成27年度まで	平成28年度以降
50cc以下	1,000円	2,000円
50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円
二輪車（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）	4,000円	6,000円
小型特殊自動車（農耕作業用）	1,600円	2,000円
小型特殊自動車（その他のもの）	4,700円	5,900円

登録されている上記車種の車両全てに新税率が適用されます。

税率表（三輪以上の軽自動車）

車種区分			現行税率	新税率	重課税率	
			平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	初年度登録後13年経過（経年車重課）	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪以上	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

・現行税率とは（四輪乗用自家用の場合）

現行税率は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から13年を経過するまで適用される税率です。

※例：平成25年10月に新規検査（新車購入）を受けた場合、平成26～38年度までは7,200円／年となり、平成39年度から12,900円／年となります。